

空堀川流域の広域的な雨水整備 にかかると検討結果について

平成30年9月11日
空堀川流域広域雨水整備検討協議会
第2回協議会

検討内容

- 1 現況調査
- 2 降雨シミュレーションの実施
- 3 整備手法の検討
- 4 段階的整備手法の検討
- 5 事業主体の検討

1 現況調査

【参考資料1参照】

【第一回幹事会検討内容】

(1) 地形状況の整理

- ・コンター図による地盤高整理
- ・表面流路の整理

(2) 過去の浸水被害状況の整理

- ・浸水被害発生箇所 of 整理
- ・浸水発生事例の状況整理

(3) 既設管(道路雨水排水管)及び 貯留浸透施設設置状況の整理

2 降雨シミュレーションの実施

【参考資料2参照】

【第一回幹事会検討内容】

- (1) 主要な既設管や浸透施設、地表面形状をモデル化
- (2) 浸水被害が発生した降雨を用いて再現性を検証
- (3) 既設管（道路雨水排水管）及び貯留浸透施設の
現況能力を評価

3 整備手法の検討

【参考資料3参照】

【第二回～第四回幹事会検討内容】

- (1) 地形特性(地盤高、表面流路)、既設管能力より、集水エリア、取水候補地点を設定
- (2) 埋設物や道路の状況等を考慮し、各市単独、複数市連携など4ケースのルート案を選定
- (3) 4ケースについて、経済性、施工性、概略工期等を比較・検討【資料2参照】



3市連携による広域雨水幹線整備が最も効率的

4 段階的整備手法の検討

【参考資料4参照】

【第四回幹事会検討内容】

- 効果の早期発現のため、事業実施にあたっては
段階的整備を導入していく
- 整備手法の検討にあたっては
将来計画と整合を図りつつ、整備手順、手法を工夫して
早期に効果発現する方法を検討する
- 具体的な手法については、
今後、事業者決定後、詳細検討を行った上で導入範囲、
手法を決定していく

5 事業主体の検討

【第五回幹事会検討内容】

(1) 広域雨水幹線の事業主体について

(2) 雨水整備の役割分担について

5 事業主体の検討

(1) 広域雨水幹線の事業主体について

事業効果を早期に発現するため、「技術力」、「財政力」の視点から、市施行(公共下水道事業)と都施行(流域下水道事業)を比較

【技術力の視点】

市施行 (公共下水道事業)	都施行 (流域下水道事業)
<ul style="list-style-type: none">● 想定規模(管径6,000ミリ)の施工実績なし● 河川管理者等、関係機関との協議に高度な知識が必要	<ul style="list-style-type: none">● 想定規模の工事において豊富な施工実績や協議実績あり

⇒ 都施行により事業の円滑かつ着実な履行が見込まれる

5 事業主体の検討

【財政力の視点】

市施行 (公共下水道事業)	都施行 (流域下水道事業)
<ul style="list-style-type: none">●各市の負担額、2～5億円/年●他に幹線へ雨水を流入させる管渠の整備費が必要●各市の下水道事業の予算は年間約13～58億円<small>(H30年度の各市の予算資料より)</small>	<ul style="list-style-type: none">●各市の負担額 1～3億円/年●他に各市は、幹線へ雨水を流入させる管渠の整備費が必要

⇒市負担額を軽減することにより、事業進捗の確実性が高まる



事業を着実に進め、早期に効果を発現するためには、
都施行による広域雨水幹線整備が合理的

5 事業主体の検討

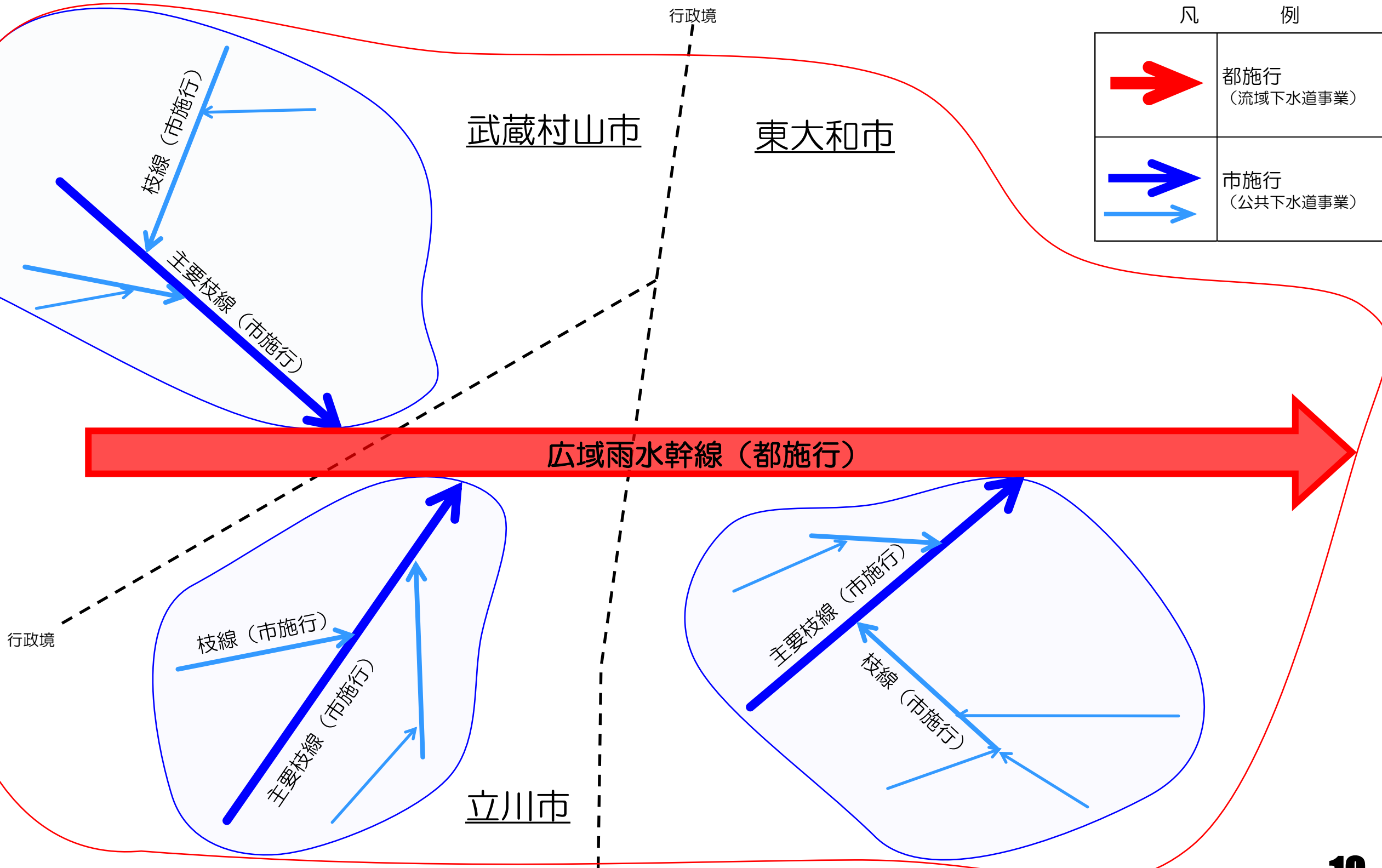
(2) 雨水整備の役割分担について

事業効果の早期発現のためには、都と市が適切な役割分担の下、早期の効果発現に向け連携した取組を行っていくことが必要



- 広域雨水幹線整備は、都施行による流域下水道事業として実施
- 広域雨水幹線へ雨水を流入させるための枝線及び主要枝線は、各市が公共下水道事業として実施

5 事業主体の検討



※都施行流域下水道事業と市施行公共下水道が一体となって効果発現

まとめ

- 空堀川流域(南部区域)における雨水管の整備は、3市をまたぐ広域雨水幹線として整備することが最も効率的
 - 広域雨水幹線整備の事業主体は、事業の着実な進捗及び早期の効果発現の視点から、都施行流域下水道事業として実施するのが合理的
 - 広域雨水幹線等の事業主体について関係部署間の同意を得た上で、都と市は適切な役割分担に基づき、早期の浸水被害軽減及び雨水整備の確実な実施を図る
- ⇒都は流域下水道、市は公共下水道の事業計画を策定の上、事業を進めていく**